

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長殿

**【提出日】** 2019年5月23日

**【発行者名】** ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 小泉 徹也

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー

**【事務連絡者氏名】** 出仙 学恭

**【電話番号】** 03(5156)5000

**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】** ドイチェ・欧州リート・ファンド（毎月分配型）Aコース（円ヘッジあり）  
ドイチェ・欧州リート・ファンド（毎月分配型）Bコース（円ヘッジなし）

**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】** 各ファンドについて1兆円を上限とします。

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

信託終了（繰上償還）の決定に伴い、平成31年4月10日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項の一部訂正を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

### (7)【申込期間】

<訂正前>

2019年4月11日から2019年10月10日まで（継続申込期間）

ただし、取得申込受付日がロンドン証券取引所の休業日、フランスの銀行休業日またはルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合並びに12月24日及び12月31日は、原則として取得申込みの受付は行いません。

なお、後記「(12) その他 信託終了（繰上償還）の予定について」に記載する手続きを経て信託終了（繰上償還）を行うこととなった場合には、申込期間は2019年5月23日までとします。

<訂正後>

2019年4月11日から2019年5月23日まで（継続申込期間）

### (12)【その他】

<訂正前>

（前略）

信託終了（繰上償還）の予定について

当ファンドは、2019年5月31日をもって信託終了（繰上償還）するための手続きを行います。

#### a. 信託終了（繰上償還）の理由

信託約款に定める信託終了（繰上償還）の基準となる口数（10億口）を下回った状況が続いており、運用の基本方針に則った運用を継続することが困難であると判断したため。

#### b. 信託終了（繰上償還）の日程

書面決議の対象となる受益者及び受益権口数の確定日	2019年4月12日
書面による議決権の行使期間	2019年4月12日から 2019年5月21日まで
書面決議の日	2019年5月22日
新規の取得の申込受付	2019年5月23日まで
信託終了（繰上償還）予定日	2019年5月31日

#### c. 書面決議について

信託終了（繰上償還）については、2019年4月12日現在の受益者一に対して、書面決議にて賛否を問う方法により行います。書面決議は各ファンドそれぞれについて行います。議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる賛成をもって可決された場合には、当該ファンドについて信託終了（繰上償還）を行います。なお、受益者の議決権の3分の2以上に当たる賛成が得られなかった（否決された）ファンドについては、信託終了（繰上償還）を行いません。

2019年4月10日までに取得申込みの受付が完了した方をいいます。

#### d. 信託終了（繰上償還）が決定した場合の信託終了（繰上償還）日までの運用について

信託終了（繰上償還）が決定した場合、償還金の支払いのため組入れ有価証券等を売却すること等により、信託終了（繰上償還）日までの期間においては運用の基本方針に則った運用ができなくなることがある点にご留意下さい。

#### e. 一部解約の実行の請求に関する留意点

信託終了（繰上償還）が決定した場合、一部解約の実行の請求の受付最終日は2019年5月29日までとなりますが、一部解約の実行の請求の受付最終日以前の申込みであっても、それまでの他の受益者の方々の一部解約の状況により、最終受益者に該当することとなった場合には、一部解約の実行の請求としてお取扱いすることができず、一部解約の実行の請求の受付の中止及び既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付の取消しを行ったうえで、信託終了（繰上償還）によるご換金とさせていただきます。その場合、お申込日から換金代金のお支払いまでに、通常の一部解約の場合よりも日数を要する場合がございますので、ご了承下さい。

（以下略）

<訂正後>

（前略）

信託終了（繰上償還）について

各ファンドについて、2019年4月12日現在の受益者に対して書面決議を行った結果、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる賛成をもって可決されたため、2019年5月31日をもって信託を終了（繰上償還）いたします。

a. 信託終了（繰上償還）の理由

信託約款に定める信託終了（繰上償還）の基準となる口数（10億口）を下回った状況が続いており、運用の基本方針に則った運用を継続することが困難であると判断したため。

b. 信託終了（繰上償還）の日程

新規の取得の申込受付	2019年5月23日まで
解約請求（換金申込み）の受付	2019年5月29日まで
信託終了（繰上償還）予定日	2019年5月31日

c. 信託終了（繰上償還）日までの運用について

償還金の支払いのため、各ファンドに組入れている有価証券等の売却を行う予定です。そのため、償還日までの期間において、運用の基本方針に則った運用ができなくなることがある点にご留意下さい。

d. 一部解約の実行の請求に関する留意点

一部解約の実行の請求の受付最終日は2019年5月29日までとなりますが、一部解約の実行の請求の受付最終日以前の申込みであっても、それまでの他の受益者の方々の一部解約の状況により、最終受益者に該当することとなった場合には、一部解約の実行の請求としてお取扱いすることができず、一部解約の実行の請求の受付の中止及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付の取消しを行ったうえで、信託終了（繰上償還）によるご換金とさせていただきます。その場合、お申込日から換金代金のお支払いまでに、通常の一部解約の場合よりも日数を要する場合がございますので、ご了承下さい。

（以下略）

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

#### (2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

2014年10月24日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

<訂正後>

2014年10月24日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

2019年5月31日 信託終了（繰上償還）（予定）

### 第2【管理及び運営】

#### 3【資産管理等の概要】

#### (3)【信託期間】

<訂正前>

信託契約締結日（2014年10月24日）から無期限とします。

ただし、当ファンドの信託終了（繰上償還）に係る手続きを経て信託終了（繰上償還）を行うこととなった場合には、信託期間は2019年5月31日までとなります。

<訂正後>

信託契約締結日（2014年10月24日）から2019年5月31日までとします。